

習志野市後期基本計画案に頂いた意見と市の考え方

- パブリックコメント実施期間:令和元年11月15日～12月20日
- 意見提出者人数:2名
- 意見件数:24件

※頁のカッコ内は、資料1におけるページを指す。

No.	頁	項目	意見の概要	市の考え方	担当課												
1	全体	計画の構成について	「習志野市後期基本計画(案)令和2年度～令和7年度(P1～P43)」と「後期計画(P44～P207)」は何らかの理由で二部構成になっていると思われるが、どのような関連性を持って作成されているのか分かり難い。目次の番号が同じ文字であることも理解を難しくしていると思う。二部構成の作成の意図の説明と目次番号の文字の検討が必要である。	御指摘のとおり、計画書全体は大きく2部構成としております。 1ページから41ページまでは、「後期基本計画の策定にあたって」と題し、後期基本計画の前提条件となる人口推計結果や市民意識調査結果、前期基本計画期間における課題等を整理しております。 43ページ以降は、「後期基本計画」と題し、後期基本計画期間に取り組む施策を記載しております。 目次番号につきましては、現状のままとしますが、前期基本計画の計画書に倣い、紙面の色を前半、後半で異なる色にするなど、わかりやすい、読みやすい計画書の作成に努めてまいります。	総合政策課												
2	30(27)	「IV-1・(1)事業実施状況」の進捗率について	「前期第2次実施計画事業実施状況(平成30年度)」の「進捗率」はどのような根拠のもとに、どのようにして算出されているのか分からない。結果だけでなく、その算出根拠と算出過程の説明が必要である。	「事業が完了」を進捗率100%、「事業が実施過程」を進捗率75%、「事業が着手状態」を進捗率50%、「事業が検討段階」を進捗率25%、「未着手又は廃止」を進捗率0%と設定し、各事業にそれぞれの進捗率を乗じ、合計を出した後、その事業数で除し、章ごと及び全体の進捗率を算出しております。	総合政策課												
3	30(27)	「IV-1・(1)事業実施状況」の進捗率について	前期第2次実施計画の「事業実施状況」及び「指標の達成状況」の実績表は公開されておらず、前期第1次計画の実績も平成26年度事業執行分までしか公開されていない。これでは市民は達成状況や進捗率を検証する手段がない。今後情報公開の徹底をもっと図るべきであるが、情報公開についてどのように考えているのか説明を求める。	実施計画の進捗状況は、行政評価の実施をもって、毎年度、管理しており、結果につきましては、習志野市長期計画審議会に報告するとともに、ホームページ(トップページ>市政情報>行政評価)への掲載及び情報公開コーナーへの配架を行っております。	総合政策課												
4	32(29)	「IV-1・(4)後期計画策定に際しての課題」について	「(1)事業実施状況(P30)」の進捗率と課題件数は次のとおりである。以下に、進捗率と課題件数の関係及び「第1章」の課題についてコメントを記す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>進捗率</th> <th>課題件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 支えあい・活気あふれる「健康なまち」</td> <td>98.0%</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>第2章 安心・安全「快適なまち」</td> <td>92.1%</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」</td> <td>98.2%</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> 事業実施の進捗率が高いにもかかわらず、課題件数が多いのはなぜか。事業実績の評価が甘いのか、又は事業の効果がなかったのか、などを明確にして、もっと真剣に事業実績の評価をする必要である。		進捗率	課題件数	第1章 支えあい・活気あふれる「健康なまち」	98.0%	14	第2章 安心・安全「快適なまち」	92.1%	13	第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	98.2%	14	進捗率につきましては、前期第2次実施計画に掲げた事業の実績(実施の有無)を示します。 なお、事業実施に際しては、社会経済情勢の変化に伴い、新たな課題が生じることもあるものと考えております。	総合政策課
	進捗率	課題件数															
第1章 支えあい・活気あふれる「健康なまち」	98.0%	14															
第2章 安心・安全「快適なまち」	92.1%	13															
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	98.2%	14															
5	32(29)	「IV-1・(4)後期計画策定に際しての課題」について	課題件数の多い理由として、前期基本計画以降の社会情勢の変化やICT/AI等の技術の進展によって発生した新しい「課題」があるのではないかとと思うが、そうであれば「継続課題」と「新規課題」に分けて記載すれば市民には分かりやすい。「新規課題」としてどのような課題があるのか。	新規課題について、◎で表記いたします。	総合政策課												
6	32(29)	「IV-1・(4)後期計画策定に際しての課題」について	「第1章支えあい・活気あふれる・「健康なまち」」の課題に、国から2025(令和7)年度までに構築することを指示されている「地域包括ケアシステム」に関連する言葉として、「地域の見守り支援体制の構築、在宅医療・介護の推進、介護サービス」等があるが、「地域包括ケアシステム」はそれらをすべて包含する仕組みである。高齢者福祉の最も重要な課題である「地域包括ケアシステムの構築」を単独項目として明記すべきである。	御指摘の御意見を踏まえ、後期基本計画策定に際しての課題として、地域包括ケアシステムの深化・推進を項目として明記いたします。	高齢者支援課												

7	34(31)	「IV-2・(1)数値目標及び重要評価指数(KPI)の達成状況について	「目標達成」は、数値目標(12項目)が4割、KPI(151項目)が4割弱と達成比率が低いにもかかわらず、この記述からは未達成理由の十分な検証が行われているとは思われない。もっと十分な検証を行い、検証結果を記載すべきである。	総合戦略は平成27年10月以降、取り組んでおり、KPI(重要業績評価指標)の設定上、3年半の経過期間では、実績を上げがたい項目もあり、達成率が低い要因の1つとなっております。 また、数値目標では、子育て支援施策や学校教育施策の満足度の達成状況などが低かったことから、後期基本計画におきましては、これらを重要事項として位置づけ、待機児童対策や学校施設の老朽化対策等、子育て、教育施策を充実させることを掲げております。 なお、未達成理由の検証等につきましては、今年度末の計画期間の終了をもって、最終的な評価・検証を行い、審議会への報告後、ホームページにおける公開を予定しております。	総合政策課
8	34(31)	「IV-2・(1)数値目標及び重要評価指数(KPI)の達成状況について	平成30年度の達成状況の公開がないので、今後取り組むべき「課題(基本目標1~4)」の必要性と妥当性の是非の評価はできない。基本目標の達成状況の情報公開を行うべきであるが、情報公開についてどのように考えているのか説明を求める。	総合戦略の進捗状況につきましては、ホームページ(「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のページ)におきまして、数値目標及びKPI(重要業績評価指標)の実績値を公開しております。	総合政策課
9	41(38)	「V-2本市のこれからのまちづくりの課題」について	少子高齢化社会の進展に対する対応や公共施設の老朽化対応にも多くの「財源」が必要であることは明白であるので、そのことを記述することに異論はないが、「財源の必要性」と「税収の減少」など「金(カネ)」のことだけの記述では全く「夢」のないまちづくりしか想像できず、市民として誠に寂しい限りである。「金(カネ)」の話が先ではなく、夢のある「まちづくりの将来ビジョン」が先にあるべきであり、「これからのまちづくりの課題」を前提にして、夢のある「まちづくりの将来ビジョン」を明確にする必要がある。習志野市の「まちづくりの将来ビジョン」をどのように考えているのか。	本市は、平成25年9月に議決により定められた「習志野市基本構想」において、まちづくりの基本的な考え方として、将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げております。さらに将来都市像を実現するための3つの目標及び3つの重点プロジェクトを設定し、6年間の前期基本計画に取り組んでまいりました。 後期基本計画は、引き続き、基本構想に掲げる将来都市像の実現のための今後6年間の取り組みを示すものです。 なお、41ページの「本市のこれからのまちづくりの課題」は、前期基本計画及び総合戦略を踏まえつつ、市政を取り巻く社会動向を捉えた上で、本市が抱える課題を示したものです。 後期基本計画の展開に際しては、『魅力あるくらしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”づくりの強化』を戦略のイメージとして掲げ、「(1)将来を見据えた都市空間の整備」「(2)魅力あるまちづくりの推進と地域共生社会の実現」を重点事項として掲げ、もって、御指摘のまちづくりの将来ビジョンに相当する考え方を示しております。	総合政策課
10	43(39)	財政計画について	「財政計画は年度内に作成」するとしているが、パブリックコメントを求める資料のとしては全く市民を蔑ろにしたものがある。何故なら、本資料のいろいろな場面(「V-2本市のこれからのまちづくりの課題」など)で「財源の必要性」など「金(カネ)」に関する記述が強調されていることを考えれば、「財政計画」の提示はパブリックコメントを市民に求める際の最低必要条件であり、財政計画がなければこの計画(案)の正当な評価ができないのである。そのことについて行政はどのように考えているのか。	ご意見のとおり、将来の収支見通しが不明中の評価は難しいと思います。しかしながら、財政計画に必須と考える実施計画に掲載する事業の事業費、経営改革大綱による財政効果、公共施設等総合管理計画で予定している普通建設事業費等の検討に時間を要し、パブリックコメント実施に際しては、財政計画は公表できる段階に至らなかったため、「財政計画は年度内に作成」するとしております。	財政課
11	43(39)	財政計画について	「財政計画」について、「実施計画の策定、及び経営改革の取り組みによる財政効果、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、年度内に作成します」として他の計画や検討結果との整合の必要性を謳っていることは一理あるが、その検討過程が市民に全く示されないことは非常に重大な問題である。今後、「財政計画」の検討過程と結果を、いつどの様に公表するつもりか。	現在、後期基本計画の初年度となる令和2年度予算は編成段階にあり、今後、1月中旬に令和2年度予算(案)を確定し、議案として整う時期の公表を予定しております。 また、令和3年度以降も含めた後期基本計画における財政計画は、後期基本計画の決定にあわせて公表してまいります。	財政課

12	44(41)	「Ⅱ-1後期基本計画におけるまちづくりの重点事項」について	<p>「バック・キャストにより、対策を検討し、戦略的に実施していくことが必要です」と検討の仕方を明確にしていることは非常に良いが、「バック・キャスト」思考で求められた重点事項が「人口減少抑制策」に最も重点的に取り組んでいく必要があります」であることには全くがっかりです。「バック・キャスト」の本当の意味が理解できていないのではないかと、とさえ思えてくる。「バック・キャスト」の思考方法とは、次のように定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ありたい姿・あるべき姿」から「いま」を考える思考法 ・未来のある時点で目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法 <p>即ち、将来の「ありたい姿・あるべき姿＝目標」が明確になっていなければ、その思考方法は機能しないのです。習志野市の「まちづくりの将来ビジョン＝ありたい姿・あるべき姿」を明確にしていなかったために、現在取り組むべき重点事項が「人口減少問題」への対応だけになっていると考えられる。「まちづくりの将来ビジョン」を明確にすることが先決である。習志野市の「まちづくりの将来ビジョン」をどのように考えているか。</p>	<p>御指摘の「まちづくりの将来ビジョン」は前述のとおりです。また、バックキャストの思考の参考として、「自治体戦略2040構想研究会(総務省)」におかれては、2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、今後の自治体行政のあり方、早急に取り組むべき対応策等を示しております。本市はこの考え方を捉えつつ、将来の行財政運営を見据える上で、根幹的なデータとなる2049年までの人口推計を行い、今後想定される人口減少・少子高齢化という社会現象を確認いたしました。その上で、後期基本計画策定に際しては、各施策において「6年後の目指す姿」を示し、その実現のために施策の展開として取り組むべき内容を示しております。</p> <p>44ページの記載では、本市の将来的な姿を長期的な視点から見据える上では、「人口減少抑制策と適応策の推進」に向けた取り組みが必要であり、6年間の後期基本計画の取り組みについては、人口減少適応策にも取り組みつつも、より重点的な取り組みとして、人口減少抑制策に取り組んでいくことを記載しており、44～46ページに「Ⅱ 後期基本計画で取り組む重要事項」として、『魅力あるくらしのできる習志野へ』新しいひとの流れ”づくりの強化』を掲げ、「(1) 将来を見据えた都市空間の整備」「(2) 魅力あるまちづくりの推進と地域共生社会の実現」に取り組んでまいります。</p>	総合政策課																							
13	61(59)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項 高齢者支援の推進」について	<p>「6年後の目指す姿」の指標(第1号被保険者に対する要介護認定の割合)のR7年度の目標値を21.4%としているが、基準値15.5%(H30年度)に比べて5.9ポイント(38.1%)上昇している。これは何を根拠にして算出しているのか、その根拠を明確にすべきである。</p>	<p>記載の令和7年度の目標値は、第7期介護保険事業計画における推計値を使用しているものであります。</p> <p>なお、具体的な推計方法は、計画策定年度の実績として出した年齢階級別、要介護度別の各認定率に、各々直近の伸び率を足していくことにより推計しております。</p>	介護保険課																							
14	61(59)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項 高齢者支援の推進」について	<p>H30年度とR7年度の要介護認定割合と高齢者数を下表に示すが、要介護認定割合のR7年度の目標値の増加率(38.1%)は、高齢者の増加率に比べると非常に高く、更に要介護認定者になり易い後期高齢者の増加率(30.0%)よりも高くなっている。要介護認定割合のR7年度の目標値の増加率が後期高齢者の増加率より高くなる理由の説明を求める。また、もっと要介護者の割合を抑制する対策(施策)の検討が必要であると思うが、行政はどのように考えているか。</p> <table border="1" data-bbox="506 1656 1119 1789"> <thead> <tr> <th colspan="2">比較項目</th> <th>H30年度</th> <th>R7年度</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">要介護認定割合(指標)</td> <td>15.5</td> <td>21.4%以下</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高齢者数</td> <td>前期高齢者</td> <td>20,314</td> <td>17,012</td> <td>-16.3%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者</td> <td>19,407</td> <td>25,236</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>高齢者合計</td> <td>39,721</td> <td>42,248</td> <td>6.4%</td> </tr> </tbody> </table>	比較項目		H30年度	R7年度	増加率	要介護認定割合(指標)		15.5	21.4%以下	38.1%	高齢者数	前期高齢者	20,314	17,012	-16.3%	後期高齢者	19,407	25,236	30.0%	高齢者合計	39,721	42,248	6.4%	<p>御指摘のとおり、認定率は、後期高齢者の割合に大きく影響されますが、後期計画におきましては、No.13で回答したとおり、第7期介護保険事業計画における推計値を使用しているものであります。</p> <p>なお、令和3年度からの第8期介護保険事業計画においては、改めて認定率の推計を行います。</p>	介護保険課
比較項目		H30年度	R7年度	増加率																								
要介護認定割合(指標)		15.5	21.4%以下	38.1%																								
高齢者数	前期高齢者	20,314	17,012	-16.3%																								
	後期高齢者	19,407	25,236	30.0%																								
	高齢者合計	39,721	42,248	6.4%																								
15	62(59)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項 高齢者支援の推進」について	<p>施策の成果を表す「指標」として、次の項目を追加すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「第1号 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進(P62)」 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの会員数 ・シルバー人材センターの会員数 ②「第2号 介護予防の推進(P63)」 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座の開催数 ・「高齢者のお交流の場の提供数 ③「第3号 高齢者支援体制の充実(P64)」 <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症サポーター養成講座」の開催回数と参加者数 ・「高齢者見守りネットワークの充実度」を評価するための指標 ・「虐待の未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進」を評価するための指標 ④「第4号 介護サービス等の充実(P65)」 <ul style="list-style-type: none"> ・「介護サービスの充実」を評価するための指標 	<p>施策の成果を表す指標として、「介護予防に資する住民運営の通いの場の数」を追加いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本指標は各団体が設定する数値であることから、市としての成果指標は新たに設定いたしません、会員増加に向けた支援を継続してまいります。 ②③各種講座の開催、高齢者の通いの場や認知症サポーター養成講座の開催、参加者数についての具体的な取組内容については、個別計画(光輝く高齢者未来計画)において設定してまいります。 ③虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用促進については、数値による指標は適当でないため、指標の掲載は行わないものといたします。 ④介護サービス等を充実するためには、必要なサービスを整備する一方、持続可能な制度を維持するためにも自立支援・重度化防止に資するサービス利用を促す必要があると考えております。そのため、給付の適正化などに取り組み、利用者の要介護状態の維持改善を図り、将来的な要介護認定率の抑制につなげていきたいと考えております。このことから、評価指標は、「第1号被保険者に対する要介護認定の割合」といたします。 <p>なお、「介護サービス等の充実」に向けた具体的な整備計画については、第8期以降の介護保険事業計画で個別に示してまいります。</p>	高齢者支援課 介護支援課																							

16	64(62)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項・第3号 高齢者支援体制の充実)」について	認知症者による事故の賠償のための保険料を肩代わりしている自治体がある(朝日新聞の調査では、11月現在39市区町村:朝日新聞11月26日朝刊)。本市においても、認知症対策を充実するために、ベンチマークの視点(他市の事例の調査)で、習志野市独自の事故時の賠償保障の仕組みを検討して欲しい。	認知症者による事故賠償保険の事業につきましては各市の取り組みについて研究してまいります。	高齢者支援課
17	65(63)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項・第4号 介護サービス等の充実)」について	高齢者福祉政策で最も重要なのは、国から2025年度までに策定が指示され、この項で取り上げられている「地域包括ケアシステムの構築」であると考えているが、行政はこのシステムの構築をどのような位置づけで考えているか。	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援目的とした包括的な支援・サービス体制を指す「地域包括ケアシステム」については、市の長期計画が掲げる理念や将来像をもとに、高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策を示す個別計画である「光輝く高齢者未来計画2018」の理念として位置付けております。 「光輝く高齢者未来計画2018」においては、地域包括ケアシステムの深化、推進のポイントとして、医療・介護、生活支援、介護予防、住まいの具体的な施策を整理し、それぞれが展開されることが、地域包括ケアシステムの深化・推進であると位置付けております。	高齢者支援課
18	65(63)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項・第4号 介護サービス等の充実)」について	本項では、「地域包括ケアシステム」のさらなる体制整備が必要で、又、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります」と記述されており、あたかも「地域包括ケアシステム」があるレベルですすでに構築されているような表現になっている。しかし、「光輝く高齢者未来計画2018<高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画>」においては、本市の最終的な「地域包括ケアシステム」の仕組みによる市民サービスの具体的な姿は示されておらず、しかもシステム構築の現状についての明確な説明もないのが実情である。もし、「地域包括ケアシステム」があるレベルですすでに構築されているのであれば、具体的なシステムの仕組みと市民サービスの具体的な事例等を市民に提示すべきである。特に、「地域包括ケアシステム」の最も重要な要素は「医療と介護の連携」と「在宅介護と在宅医療」であると考えており、これらについての現状と最終的なサービスの姿の説明を求める。	地域包括ケアシステムの深化・推進のポイントは、No.17で回答したとおりです。なお、「主な事業」に本市における地域包括ケアシステムに関する事業を記載いたします。	高齢者支援課
19	65(63)	「Ⅲ-3・第1章・第1節・第3項・第4号 介護サービス等の充実)」について	この項に、2025年度(後期基本計画の最終年度)までにシステムを構築することを前提に、「地域包括ケアシステム」が高齢者福祉にとって最も重要な施策(事業)であることを明確にすることを求める。	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援目的とした包括的な支援・サービス体制を指す「地域包括ケアシステム」については、市の長期計画が掲げる理念や将来像をもとに、高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策を示す個別計画である「光輝く高齢者未来計画2018」の理念として位置付けております。 個別計画(光輝く高齢者未来計画)において記載してまいります。	高齢者支援課
20	136(135)	「Ⅲ-3・第2章・第3節・第3項 公園・緑地整備の推進)」について	都市公園の敷地面積の目標値を10.0㎡/人(現在6.90㎡/人)としているが、これを達成するためには約53haの面積が必要となる。これは奏の社の開発面積の約1.5倍であり、これだけの面積を公園として確保できる土地がどこにあるのか、又、どのようにしてこの目標値を達成するつもりなのか説明を求める。	習志野市緑の基本計画の都市計画公園配置図に計画されている都市公園の整備を行えるよう鋭意努力してまいります。また、都市公園法による都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上としていることから、本市におきましても同じ数値としております。計画期間内に目標値に達成できない場合は、計画期間等の見直しも図ってまいります。	公園緑地課
21	136(135)	「Ⅲ-3・第2章・第3節・第3項 公園・緑地整備の推進)」について	私は、狭い習志野市にこれだけの土地を都市公園用に確保するのは無理だと考えており、国の言いなりではなく、習志野市に相応しい目標値を再検討すべきであることを提案するが、行政はどのように考えるか。	都市公園法による都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は十平方メートル以上としていることから、本市におきましても同じ数値としております。計画期間内に目標値に達成できない場合は、計画期間等の見直しも図ってまいります。	公園緑地課
22	157(156)	Ⅲ-3・第3章・第2節・「第2項 学校教育の向上)」について	本計画(案)の教育に関する重点事項として「高水準な教育の実現を目指す(P45)」とし、本項の前文には「ICTを活用した教育の充実を図る」としているが、「施策の展開」の各号には全く「ICTの活用」についての言及がない。 習志野市の学校の「ICTの環境整備」の現状が全国で最低レベルであるにも拘らず、今後6年間の本計画期間中に何の施策も施さなければ、習志野市の子供たちの教育レベルは先進市に劣ることが予測される。 本市の子供たちのために、「第3号子供を未来につなげる教育の展開(P162)」の項に、学校の「ICTの環境整備と活用」について、行政の考えを明記すべきである。 そして、「習志野市教育振興基本計画」に、その考えを実現するための具体的な取組みを立案させるよう指示すべきである。	新学習指導要領にて、「情報活用能力」は「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられたところであり、御指摘のICTの活用は本市においても重要と考えており、ICT環境の整備について記載いたします。なお、「習志野市教育振興基本計画」については、本市としての取り組みが明確になるよう、施策について見直ししてまいります。	指導課 総合教育センター

23	43(39)以降	各施策の「主な事業」について	<p>各施策の「主な事業」はすべて未記入であるが、なぜ記載がないのか、その理由と問う。 パブリックコメントを提案するためには、「6年後の目指す姿」や「取組内容」との整合を評価する必要があることを行政はもっと重要視すべきである。</p>	<p>各号における「主な事業」は、財政計画、公共施設再生計画との整合性を図る中で、実施事業を検討する必要があります。パブリックコメント実施時点では、令和2年度の予算編成及び公共施設再生計画の策定完了に至っておらず、実施事業を確定出来ないことから、空欄とさせていただいております。ただし、各種の事業は「6年後の目指す姿」「取組内容」に従ったものとなります。</p>	総合政策課
24	その他	地域猫活動について	<p>地域猫活動にもっと寄り添う対応をお願いします。たかが猫、野良猫なんか など、そんな考えを持つ時代ではありません。習志野にはボランティア団体もありますが個人で地道にTNR活動している人もたくさんいます。環境政策課に地域猫のこと、それにまつわるトラブルについて相談したところ地域猫について全然理解していない、もっとわかる人だと思っていたなどと、活動もしていない若い男性職員に言われ心を痛めました。市の職員、環境政策課と言ってもいちサラリーマンなので、好きでその部署にいるわけではないことはよく分かります。</p> <p>面倒な相談だとばかりにただ、淡々と言いたいことを言い放つ姿勢にはがっかりするばかりでした。それが出来れば市に相談しませんが…と思うことを散々言われ、個人で解決出来ないから、解決すべく道に導いて頂きたいのに全てのことを整えてからだったら、ご相談に乗れますとのこと。この職員とは話すだけ時間の無駄と感じました。一緒にいた知人2人も その対応はないねと呆れていました。</p> <p>なんのための環境政策課なのでしょうね。習志野市は地域猫についてもっと理解していると思っていただけに残念すぎる対応でした。ボランティア団体が存在し、せっかく助成金制度などもあるんですから、千葉の中でも習志野市は地域猫について理解あるところだ、抜きん出ていると思われるような町になって欲しいと願います。</p>	<p>本市における地域猫活動に対する対応につきましては、不妊・去勢手術費への助成のほか、ボランティア団体との情報共有・連携を図っているところであります。</p> <p>飼い主のいない猫に対する活動は大変重要であると認識している一方で、猫により被害を受けている方や動物が苦手な方が存在することも認識しているところです。</p> <p>飼い主のいない猫の世話をしている方につきましても猫の管理者としての責任がありますので、餌やり場の確保を考えるなど、周辺住民の理解を得て適切な飼養に努めていただきますようお願いいたします。</p>	環境政策課